

8 森政第 187 号
令和 8 年（2026 年） 7 月 17 日

受講希望者 様

長野県林務部長

令和 8 年度 地域林政研修（地域林政アドバイザー研修）の受講生公募について

地域林政アドバイザー活用推進要綱（平成 29 年 7 月 31 日（29 林整計第 141 号）制定）（以下、「要綱」という）の規定により、森林の整備等に関して一定の知識を持つ林業技術者による市町村の森林・林業行政の支援を推進するため、要綱第 2（1）②カに定める研修（別紙参照）として、標記研修を下記のとおり開催します。

つきましては、受講を希望される方は、別紙受講申込書により 令和 8 年 8 月 5 日（水）までに申し込みをお願いします。

記

- 1 開催日時 令和 8 年 8 月 25 日（火）から 28 日（金）まで（4 日間）
- 2 開催場所 長野県林業総合センター※
（〒399-0711 長野県塩尻市片丘 5739 電話 0263-52-0600（代））

※原則として対面開催としますが、講師都合により一部 WEB 開催となる場合があります。

- 3 研修内容等 別紙のとおり
- 4 公募定員 若干名（応募者多数の場合は受講をお断りする場合があります）
- 5 受講対象者 次のいずれかに該当する者
 - （1）要綱に基づき雇用された者のうち、同要綱第 2（1）②のアからオまでの資格を有していない者
 - （2）同制度を活用するため、県機関及び市町村から研修受講の申し込みのあった者
 - （3）公募による受講希望者
「長野県林務行政人材バンク」の登録を希望する者のうち、地域林政アドバイザーの資格を有しない者
 - （4）森林・林業セミナー受講者
- 5 持ち物等 筆記用具、作業のできる服装、手袋、長靴（8 月 28 日（金）のみ）

6 公募による受講希望者の皆様へ

- 全ての講義を受講した方には「修了証」を交付し、御希望により「長野県林務行政人材バンク」に登録します。
- 登録後は、人材を求めている市町村とのマッチングを行います。令和8年度及び令和9年度以降に地域林政アドバイザーの募集を希望する市町村はホームページに掲載のとおりです。なお、市町村によっては既に採用がなされた等により、募集を行っていない可能性があります。詳細については各市町村にお問い合わせください。

7 その他

参加申し込みをされた方には、別途「研修の案内」を研修開始前に送付します。

(問合せ先)
森林政策課森林計画係（森林経営管理支援センター）
担 当：村松、出口、三澤
電 話：026-235-7264（直通） 内線 3224
F A X：026-234-0330
電子メール shinrin-kanri@pref.nagano.lg.jp

令和8年度 地域林政研修（地域林政アドバイザー研修）の開催について

1 目的

県又は市町村からの委嘱等を受けて地域林政支援活動に従事する者や、今後市町村等で、地域林政アドバイザーとして活動を希望する者が必要な基本的な知識を習得するための研修を開催する。

2 研修の位置付け

森林・林業セミナーの「地域林政教科」として開催するとともに、地域林政アドバイザー活用推進要綱（平成29年7月31日付け29林整計第141号林野庁計画課、研究指導課長通知）第2（1）②の力に定める研修とする。

地域林政アドバイザー活用推進要綱（抄）

（平成29年7月31日付け29林整計第141号林野庁計画課、研究指導課長通知）

第2 対象

（1）「地域林政アドバイザー」

この要綱における「地域林政アドバイザー」とは、以下の①及び②に該当する者をいう。

① 市町村又は都道府県から委嘱状の交付等による委嘱を受けて地域林政支援活動に従事する者又は法人に在籍して市町村又は都道府県からの委託業務として地域林政支援活動に従事する者であること。

② 以下のいずれかに該当する者であること。

ア 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者（林業改良普及員及び林業専門技術員を含む。）

イ 技術士（森林部門）

ウ 林業技士

エ 認定森林施業プランナー

オ 認定森林経営プランナー

カ 地域に精通する者等であって、林野庁が実施する研修（市町村林務担当者研修（地域林政アドバイザー）等）を受講する者又はそれに準ずると林野庁が認める研修を受講する者

3 日程

令和8年8月25日（火）から28日（金）まで（4日間）

内容は別紙のとおり

4 修了証の授与

地域林政アドバイザー研修の全ての講義を受講した方には修了証を交付する。

5 その他

長野県林業総合センターでの宿泊はできないため、宿泊を要する場合は受講者において各自対応願います。

